

会議名称：平成26年度9月期古賀市社会教育委員会議

日時：平成26年9月9日（火）18時30分～20時00分

場所：市役所第2委員会室

主な議題：生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について（諮問）

傍聴者数：傍聴者なし

出席者：木下委員、小山委員、力丸委員、加藤委員、永井委員、橋本委員、平島委員、船越委員、松本委員、水上委員
（以上委員10名）

吉村教育部長、山田課長、本田係長、野田、篠塚

欠席者：なし

事務局：教育委員会生涯学習推進課社会教育振興係

配布資料：①レジュメ

②生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について（諮問）

③協議用資料

会議内容：以下のとおり

木下議長：

9月期社会教育委員の会議を始める。今日は部長がお見えだが、この後の進め方について事務局説明願う。

事務局：

先月の会議でもお知らせをしていたとおり、教育委員会から社会教育委員の会議に諮問をさせていただきたい。これを受けて12月あるいは1月ぐらいまでに答申を出していただくための協議を重ねていただきたいと思います。

（吉村教育部長から木下議長へ諮問書を手渡す。）

木下議長：

ということで教育委員会から諮問を受けたので、お手元にコピーがあると思うが、このことについて若干事務局の方から説明をしていただきたい。

山田課長：

今回の諮問に対する補足説明をしたいと思う。平成20年7月1日に第3次行政改革大綱の部分で中央公民館の研修棟の使用料を徴収させていただくのに際し、減免の対象となるこの社会教育関係団体登録要綱について諮問をして、答申をいただいている。この答申から約6年経つわけだが、この間の社会の流れに伴って、現在、登録制度に問題点が生じている。社会教育関係団体と、生涯学習推進課が所管している市民活動支援センターが登録をしている市民活動団体、それから公民館が登録をしている公民館使用料減免団体というものがある。

この社会教育関係団体、この中にはいわゆる学習とか文化とかスポーツとか、生活を充実させるためあるいは地域をよくするために行われている活動ということで前回の答申では定義していただいているのだが、最近ではいわゆるこれまで私たちがとらえてきた社会教育という枠からは違うところの、例えば環境問題に取り組む団体等が出てきている。このように、社会教育関係団体というものが従来の枠に当てはまらなくなっているのが現状である。

では実際、社会教育関係団体と市民活動団体を一緒にしていいのかとか、市民活動団体の中に社会教育関係団体を包括していいのかとか、そういうようなところで事務局も討議を重ねているわけだが、結論には至らない。

そこで、ここで再度、社会教育委員の会議に社会教育関係団体のあり方、市民活動団体との違いとか、そういった部分で討議をしていただき、答申を出していただこうと思っているところである。

ご存知のように生涯学習センターの建設が今年中に始まるわけだが、生涯学習センターは2階部分でリーパスプラザとサンフレアとつながって一つの館になる。公民館は社会教育法上の公民館として位置づけはこれまでと変わらない。しかし使用に際して今までと同じような制限を加えるかということ、やはり世の中の流れからすれば、もっと幅広い使い方ができるようにしてほしいという意見等もあるので、そういうところも兼ね合わせて考えていかなければならない。

ここでは直接、減免について議論していただこうとは思っていない。やはり社会教育関係団体とはどういったものかということ再度洗い出していきたいということである。

それから古賀市が目指す生涯学習社会の実現、これは生涯学習センターが建設されるということ踏まえてであるが、生涯学習社会の実現に向けたこれからの社会教育関係団体に大切なこと、どういった観点が重要になるかといったところを論議していただきたい。

事務局としても、社会教育という言葉がなくすという部分については非常に慎重である。やはり社会教育は今まで長い間引き継がれてきた活動である。皆さま方の答申を参考にさせていただきながら、社会教育関係団体を今後どうしていくかについて、それに伴う減免等も決めていかなければいけないと思っている。

木下議長：

今のところまでで何か質問はないか。

事務局から諮問の趣旨について説明があったわけだが、時代の流れは非常に早く、特に奉仕活動とかボランティアとか言われる活動、3. 11以来、特に日本人の意識が変わっている。これはとてもいいことである。それで、私たちがもう少し現状を知らなければならぬと思う。

先ほど少し課長が言われたが、「社会教育」という言葉について、例えば宗像市や福津市は、社会教育という言葉自体がもう使われず、教育委員会ではなくて市長部局で別の名称で取り組まれている。逆に言えば、糟屋地区全体もそうだが、前回話したような村山武先生の取組があったこと、そして各自治公民館で非常に熱心な活動が起きていること、そういう古賀独特の特徴があったからこそ、今の古賀市における社会教育があるのだと思う。だから他の自治体がどうだからということではなくて、古賀のよさをさらによくしていくために、この諮問を受け止めて議論していくべきだろうと思う。

難しい問題ではあるが、今までのところで何かないか。

では現状を確認するために、続けて事務局から説明をお願いします。

事務局：

議論に入る前の前段として引き続き資料を御覧いただきたい。まず社会教育関係団体という名称だが、これは社会教育法で定義されている言葉である。つまり「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」というふうに定められている。

ここで「社会教育に関する事業」という言葉が出てくるので、あらためて社会教育とは何か、法令上どういうふうに位置づけられているのかということを確認してみると、教育基本法と社会教育法にその定義がある。

ただ法令上は社会教育の具体的な内容は定義されていないので、より分かりやすく「社会教育の意義」というところで整理したのが次の部分である。ひとつは「自立と社会参加により社会的な責任を果たし得る市民を育てること、そして自治のための合意形成能力を養うこと」。あるいは「健全な自由社会に必要なしかるべき人間関係をつくるための活動」。

おそらく社会教育活動をしながらこんなことは考えられていないと思うが、改めて意義というものを考えると、こういうことに尽きるのではないかと思う。すなわち社会を担うことのできる自立した市民を育てること、あるいは人間関

係を構築していくこと、それがやはり社会教育の意義であると考えている。

その手段として例えば文化活動やスポーツ活動を行う、あるいは共通の趣味によってサークル活動を行う、こういうことは社会教育活動の典型的なものだが、こういう活動は合意形成能力を養ったり人間関係を築いていくということに非常に適しているため、社会教育として取り組まれている。

だから社会教育行政においては、個人の成長とか個人の充足にとどまるのではなく、社会の安定や持続性に貢献することが、少なくとも「行政」としての社会教育振興の目的であるということが出来る。これはもちろん古賀市という自治体のレベルでも、古賀市をよくしていく、古賀市をつくっていくということに社会教育はつながっていると考えている。

次に、現在の社会教育関係団体登録要綱を規定する際にいただいた答申ではどのような考え方が示されていたのかということをご皆さんに確認していただきたい。すなわち、「学習・文化・スポーツなど社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を、地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をする団体で教育委員会に申請し、登録された団体」である。

ただ実際的要綱の中では、こういった活動内容についての基準というものは定められていない。主に団体としての要件、人数とか活動期間とかあるいは会計がきちんとしているとか、そういった団体の体裁についての基準によって判断するような内容になっている。また、社会教育関係団体を登録するにはこの会議で審議していただいたが、その団体の中には学習とか文化とかスポーツ、こういった部分にとどまらないような活動を行っている団体も多くあったと思っている。

次に社会教育関係団体、公民館使用料減免団体、そして市民活動団体という3つの団体の定義や具体的な支援内容等を比較した表を載せている。団体の活動内容についてはかなり重複する部分とか共通する部分もある。社会教育関係団体20団体のうち14団体、公民館使用料減免団体81団体のうち14団体は市民活動団体にも登録されている。

今回の答申では特に、従来から使われている社会教育関係団体あるいは社会教育活動と、より幅広い意味で使われている市民活動団体あるいは市民活動ということについて、共通性や固有性について皆さんにお示ししたいと思っている。具体的には社会教育というものが何を大事にしているのかという部分からでも議論していただければと思っている。

また、参考として特定非営利活動促進法の抜粋を載せている。この法律は市民活動団体に法人格を与えるための法律であり、特定非営利活動という言葉にはなっているが、市民活動というものとほぼイコールと考えていただいてもいいと思うので、市民活動というものを考える際に法律上こういうふうに定義されているということで参考にいただければと思っている。

木下議長：

今の事務局の説明に関連して何か質問はないか。

平島委員：

私は文化協会にいたるのだが、活動している方は皆さん元気である。だから健康であるとか元気に地域で生活するとか、そういったことが社会教育の目的に入っているいいのではないかなと思うのだが。そういった部分が欠けていないか。1週間に1回なり、研修棟に練習に出てくる、その出ようという意気込みが健康につながっていると思うので、そういう部分もたいせつな要素ではないか。

松本委員：

3つの団体が別々に登録されており、重複は幾つかあるのだが、どのような経過でこの3つの登録制度ができていったのかを教えてください。

事務局：

社会教育関係団体については、この社会教育委員の会議で審議をいただいて登録を行っているが、公民館使用料減免団体については、公民館を活用していただいている方々が申請をして登録されると半額減免になる制度なので、活動の内容で社会貢献的な部分をあげていけば、書類上で判断して登録されるようになっている。

それから市民活動団体というのは、いわゆる自分たちの活動を通して地域づくりとか仲間づくりとかをしていくというもので、公民館を使用されている場合には公民館使用料減免団体にも登録をされているところもある。

橋本委員：

減免された団体は、使用料がいくらになるのか。

事務局：

研修棟は概ね1時間300円なので、半額ということで150円である。

橋本委員：

そもそも半額にするということは、社会教育をもっと広げたいという意図で減額をしているわけか。社会教育施設をぜひ利用してほしい、社会教育の理念を広げる目的に沿って、古賀市全体に広げてほしいという意味で減免措置というものが出てきたのか。

小山委員：

平成20年度の答申では、私が記憶する限りは、やはり古賀市の施設は市民は無料でもいいのではないかと声は出たのだが、やはり使う人使わない人がいるので、平等性を図るためには市民であってもやはり施設使用に対して税金を使っているということで、これを全部無料にするということではできないだろうと。ある程度負担をすることは必要ではないかということで答申を行った。

事務局：

前回の答申を否定しているということではない。この社会教育関係団体登録要綱が平成20年7月1日の答申を受けて市が作成をしたわけだが、この社会教育関係団体以外にも、先ほどから言っている市民活動団体というような新たな世の中の流れというか、そういったものが出てきて、実際に市民活動支援センターも立ち上げて、そして、その中で活動をしているのだが、では市民活動団体と社会教育関係団体はどう違うのか、というような部分で混乱が生じている。実際、市民活動団体の登録要件には「何人以上」というものはない。社会教育関係団体には5名以上で7割以上が古賀市在住等の方というような要件がある。

先ほど説明した特定非営利活動促進法を見ていただくと、この第2条にいわゆる特定非営利活動、市民活動のことだが、この定義があって、「別表に掲げる活動」ということで1から20までの活動が規定されている。そのうちの2に、「社会教育の推進を図る活動」というものが規定されている。だからこの法律上は市民活動の中に社会教育活動も含まれるということになっている。

というように、時代の流れとしては、今までは社会教育活動というところで収まっていたいろいろな学習とか活動が、市民活動というような広がりを見せているので、古賀市としてはこれをどう考えていくのか。

極端なところでは、社会教育を市民活動にひっくるめて推進しようと、そういう市町村もあるわけだが、今の古賀市の現状からいうと、社会教育という部分はやはりぜひ残していきたいという思いも事務局としてはあるので、そういった道筋

を模索しているというところでの諮問である。

木下議長：

「生涯学習社会における社会教育関係団体のあり方について」という言葉について、私も反応が鈍い。社会教育関係団体のあり方、と問われても、あり方は将来においても変わらないんじゃないかと思うので、難しいなというふうには思ったのだが。

今、いろいろな活動が大きな広がりを持ってきている。コミュニティを基本に活動してきたものが、古賀市だけでなく、内容や空間的な活動の広がりというものがこれからも予想されるし、そういう方たちの活動は、社会教育活動というものを超えているのか。

力丸委員：

この「公民館使用料減免団体」というものはいつできたのか。社会教育関係団体だけでは実際に公民館を使用している団体が困るとか、そういう状況からおこってきたのか、それともその前からずっと運用されていたのか、その辺りを伺いたい。

事務局：

申し訳ないが、この登録がいつ始まったかということは、正確には調べていなかった。あくまでも予想だが、やはり力丸委員が言われるように、研修棟を利用する団体の中で、社会教育関係団体の登録には対応できないが、それ以外の団体も活動をさらに進めてもらいたいという意向でできたものだという、あくまでも予想だが、そのように考えられる。

力丸委員：

当時、社会教育関係団体の制度をつくったときに、いろいろな意見もあったので、そのことをつけ加えておこうと思う。

永井委員：

この2つの団体登録は、公民館の使用料が減免になるということについては同じ措置である。じゃあ、わざわざ社会教育関係団体に登録しなくてもいいじゃないか、となるのが普通の考え方である。だからここに問題があって、同じ減免措置を取るなら手続きが簡単な方がいいという、利用者としては多分そういうふうな考え方になると思う。

基本的に公民館を運営するのにかかる費用というのはある程度決まっている。そういった公共の施設を利用する人数や時間を想定して使用料というものは決まっている。それは使用者が払いましょうと。それが当たり前のことだと思う。減免措置というものが、そもそも何なのかというものが私の中では疑問である。

木下議長：

どういう答えを出していったらいいのかっていうのは、ちょっと難しいのだが。

事務局：

議長が先ほど言われたように、社会教育関係のあり方と言われても、あり方は昔も今も変わらないと、社会教育に携わる方は皆さんそう思われると思うのだが、実際その社会教育を取り巻く状況がどうかというと、必ずしもその認識が共有されているかと言えば厳しいところがあって、先ほど他の市町村の例も挙げられたが、その部分で最も関わってくるのが市民活動団体である。古賀市でも市民活動支援ということで、つながり広場を中心に行っているが、この市民活動に社会教育が飲み込まれてしまう、そういう流れがある。

そもそも、このような諮問を行った理由をもう少し平たく言うと、団体の呼び名はいろいろと使われているのだが、実態としては変わらないのかなど。別々の位置づけをするのであれば、どう違うのかということの説明しないといけないのだが、行政として順々にできていったような流れはあるのだが、どこがどう重なるのか、どう違う部分があるのか、共通する部分があるのかとか、そういうところが整理されてない状況なのである。だから、そこを整理したいというのが諮問の理由である。

特に社会教育ということについては、特定非営利活動促進法の中ではこれも市民活動の中に含まれる。だからものすごく乱暴な整理をすれば、市民活動だけでいいじゃないかと。こういうこともできると思うのだが、やはり古賀市としては、社会教育という部分をしっかり進めていきたいと考えているので、皆さんに答えていただきたいのは、社会教育というのはこういう部分が大事なんだよとか、あるいは自分は社会教育活動と思って活動しているのではないけど、市民活動とどう違うのかなとか、先ほど平島委員が言われたように、活動を通して一人一人が健康に生活をするとか、そういう視点が欠けているのではないかと。そういったご指摘もあったが、そういったところからご意見をいただいて、取っかかりとしては、皆さんが考える「社会教育活動に大切な部分」、市民活動では括れない部分、そういったところをぜひ出していただきたいと思っている。

それを受けて、現在当課では市民活動団体、社会教育関係団体という二つを持っているので、その辺をきちんと整理したうえで社会教育の振興それから市民活動の支援ということをやっていききたいと思っている。

水上委員：

社会教育関係団体の定義は説明いただいたが、もうひとつの定義として、活動範囲というものはあるのか。例えば古賀市全域じゃないとだめだとか、あるいは限定した地域だけで活動しているのはだめだとか、そういったものはあるのか。この社会教育関係団体を見ていると、ネットワーク組織とか連合体のようなものが多いので、そういった定義があるのかなど。もしそういったルールがなければ、例えば文化協会が登録されているがこれは文化協会加盟団体もすべていいよということなのか、その辺りがよく分からなかったの。

事務局：

活動の範囲については特別な定めは設けていない。社会教育関係団体に文化協会と体育協会が登録されているが、体育協会については種目ごとの加盟協会までを社会教育関係団体として見ている。文化協会に関してはそういった分野ごとの協会というのはないので、文化協会としての活動のみを対象としている。

力丸委員：

社会教育関係団体登録要項を決めたときに、基本は登録された団体だけだと。その下部組織というか、単位ごとの団体については、登録されているおもとの団体を通じて、ということであればいいということだったと思う。だから広域的な活動をしている団体の登録が多くなったということがあった当時のことはあったと思う。

ただその後、先ほど言ったように公民館の減免団体のルールができたということは、多分救済措置といった意味合いがあったんじゃないかと思う。

永井委員：

要は文化協会に加入していても、自分たちの団体で申請して登録されないと減免の対象にはならない。この社会教育関係団体を、減免の対象団体として考えるつもりなのか。

力丸委員：

基本的にそこはすごく大事なことなのだが、この登録制度を考えたときに、広域で活動していく、社会教育をやっていく団体として、やはり減免なしでやっていける団体はそれでいいのだが、例えばみんなボランティアでやっていて、お金も自分たちでたくさん出して活動していると。その中で、社会教育施設を使うにあたっては、古賀市が社会教育を育てているという観点から、そういう減免というかたちで支援していこう、と。最初から減免ありきではなくて、社会教育を育てている、その中で活動資金が非常に厳しい団体もあるので、そういう申請をされたら認めましょう、という考え方が基本である。

永井委員：

ただ、減免ということになると、特定の団体がずっと使用しているという状況もあるはずだ。それは平等ではない。じゃあ、どういう状況がフェアなのかということを考えてときに、自分のもともとの考え方は、社会教育関係団体というのは、すべての団体でいいんじゃないかと。自分たちが生きるためにやって、楽しむためにやって、小さかろうが大きかろうが、自分は社会教育としてやっているんだというのであれば、それは社会教育関係団体なのではないか。

じゃあどれだけ地域に返しているかという、そこを一つの基準として考えることができる。どれだけその団体が活動を発信して、広めているかという、そこを評価して、じゃあ減免をしましょうと、それでいいんじゃないかと思う。

木下議長：

減免がどうこうということではなく、というのは事務局が言っている。社会教育というものは、学校教育と同じように行政がやることである。生涯学習と言ったら学習だから、みんなが学ぶ、一生学んでいくものなのである。その辺りをはっきり頭の中に描いておいて、そして日本がそういう生涯学習社会になって、さらにそれが進んでいっている、そういうときに、社会教育関係団体というものは何であろうかという問いかけなのである。

加藤委員：

私は社会教育関係団体という登録制度について、前回の答申にも実はちょっと違和感があったのだが、この一覧にある登録されている団体だけが社会教育関係団体として認められていますよ、と言われていたような気がしてしまう。他にも社会教育関係団体はあると思うのだが、この一覧にあるのは結局、団体が自己申請して減免措置を受けたいと言っている団体である。だがそうは言っていないけれども社会教育活動をしている団体というのはたくさんいるし、市民活動団体の中にも入っていると思う。そういう意味で、このネーミング自体がおかしいんじゃないかと私は感じる。

それから、市民が使用できる公共施設はここ以外にもサンコスモなどもあって、その利用規定というのは別にあると思う。そういったルールが統一できないものなのか。非常に狭い範囲で考えすぎている気がする。施設の性質自体が社会教育施設なのか保健福祉施設なのかという、施設自体の目的の違いからそういう差が生じるのかもしれないが、利用する立場から言うと、そこに違いがあるのはちょっと違和感がある。

事務局：

熱心な討議、ありがとうございました。これは決して今日で終わる話ではないので、私も含めて委員さんの中にもこの社会教育とか市民活動というような部分ではっきりとしたものは固まっていないのではないかなというところがある。

そこで提案だが、次回辺りに、以前のこの会議でも一度呼び出した、元社会教育総合センター副所長をされていた黒田さん、現在は宇美町の図書館長になられているが、この方をお呼びして、この問題について講義を行っていただき、あるいは一緒に会議に加わってもらうことで、議論を深めてはどうかと考えるが、いかがか。

木下議長：

ということで、非常に分かりやすく有意義な話をしていただけたと思うのだが、皆さんどうだろうか。

(一同、賛成。)

では、次回は有識者として元県立社会教育総合センター副所長の黒田氏をお招きし、引き続き諮問の内容について議論していきたい。それでは本日はここまで。皆さんお疲れ様でした。